

農業委員会だより

令和7年1月9日号

発行：
最上町農業委員会事務局
(☎43-2017)

令和7年春より農地の貸借方法が大きく変わります！

農業経営基盤強化促進法の改正に伴って、「農用地利用集積計画(相対契約・物納も可)」が廃止されることから、令和7年4月(地域計画策定後)からの農地の貸借は、「農地中間管理事業(農地バンク経由・口座振替のみ)」か「農地法3条(相対契約・物納も可)」のいずれかとなります。

現在、結んでいる農用地利用集積計画(相対)の貸借契約については契約期間満了後に同様の取り扱いとなります。

貸借方法	農地法第3条(貸借権設定)	農地中間管理事業
契約形態	貸し手・借り手の相対契約	貸し手・農地バンク・借り手の3者契約
賃貸借期間	50年以内	原則10年以上 (事情がある場合は5年以上)
賃借料(対価)	現金・物納	現金による口座振替のみ
添付書類	1.土地の登記事項全部証明書 2.公図の写し ※1と2は法務局にて有料交付 3.賃貸借契約書の写し 4.貸し手・借り手の住民票抄本	未定 詳細が決まり次第 お知らせいたします
契約期間満了時	・解約手続きをしない限り、契約が自動継続されます	・自動的に貸し手に戻ります ・引き続き契約をする場合は更新手続きが必要です
備考		・原則として、地域計画の目標地図に耕作者として紐づけられる必要があります ・賃借料のほかに農地バンクに手数料(賃借料の0.75%)が必要です

農地の権利移動には農業委員会の許可が必要です

農業委員会の許可が必要

- 耕作目的で農地の権利を取得しようとする場合で次にあげるもの
・売買・贈与・貸し借り・競(公)売・特定遺贈 など

農業委員会への届出・報告が必要

- 農地の賃貸借契約の解約(農地法18条第6項)
- 農地の相続等により所有権を取得したとき(農地法第3条の3第1項)

あけまして

おめでどうござります

今年も農地の相談は左記の

農業委員・推進委員までどうぞ

【農業委員】

会長 庄司千賀夫(東法田)

大場 充(上鶴杉)

松田満理子(月楯2)

佐藤 純一(立小路)

佐藤真由美(本城2)

中島日出夫(若宮)

後藤 一男(野頭)

藤畑 智(新田1)

小林 吉雄(沢原)

渡邊 紀栄(満沢1)

五十嵐一春(向町5)

渡部 浩栄(月楯1)

【農地利用最適化推進委員】

菅 幸志(下小路)

須貝 英幸(十日町)

佐藤さゆり(満沢2)

齊藤 和広(下白川)

菅 惇(法田下)

高橋 孝彰(白川端)

敬称略(一)内は集落名



最上町農業委員会 女性の会 より活動報告

令和6年9月30日(月)午前10時より、上満沢の佐藤農園(佐藤さゆり委員)に向町小学校3年生が来訪し、最上町のさくらんぼとその栽培をしている農家について学びました。

当日は、さゆり委員の他に、松田満理子委員と佐藤真由美委員も参加し、子どもたちと一緒に、さくらんぼの説明を聞きながらお手伝いをし、女性の会として初めての活動となりました。

子どもたちからは、「一番おいしいさくらんぼは？」や「さくらんぼの色が黄色や赤、黒などいろいろあるのはなぜ？」など、様々な質問が寄せられ、さゆり委員は子どもたちにも分かりやすく丁寧に答えていました。

40年以上前に最上町で誰も作っていなかったさくらんぼを始めたきっかけや、さゆり委員が語るさくらんぼに対する想いについて話を聞くにつけ、子どもたちはもちろん、大人にとっても興味深く有意義な時間になったものと思います。



ご存じですか？ 農地を農地以外にする場合には県知事の許可が必要です！！

- 農地転用とは…
農地を農地以外の用途(住宅・駐車場・倉庫・道路・太陽光パネルの設置・植林など)に変更することをいいます。自己所有の農地・他人の農地に関わらず農地である以上は許可が必要になります。
- 農地を転用するには…
農業委員会の許可が必要になります。
申請については農業委員会事務局までご相談ください。
- 許可なく転用した場合は…
農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復命令、行政代執行の発令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金(法人は1億円以下)が科せられることがあります。
- 許可を受けた後は…
許可後は速やかに工事に着手する必要があります。また、事業計画どおりに施行しなければなりません。これらが為されない場合には、指導、勧告、あるいは許可処分が取り消されることがありますのでご注意ください。